

東京の空襲資料展 羽村市・青梅市合同開催

世界では、テロや紛争などがいまだに起きています。平和に暮らすことができてくる日本でも、過去には悲惨な戦争を経験しており、1945年3月10日には、死者が10万人以上とも言われる空襲が、東京にもありました。

こういった東京の空襲被害や戦時中の様子、戦争の悲惨さなどを知ること、広く平和について考える機会となるよう、3月10日の「東京都平和の日」に合わせて、羽村市と青梅市の合同開催により「東京の空襲資料展」を行います。戦争を体験した世代は年々減少し、戦争の悲惨さや平和の大切さを若い世代に伝えていく機会が減っています。ぜひ、お越しください。

午後5時

暮らしのガイドブック広告掲載にご協力を

市では、生活に役立つ情報を満載した「暮らしのガイドブック」を、民間事業者の(株)サイネックスとの「官民協働」で発行します。このガイドブックに広告を掲載していただける事業者を募集します。ご協力をお願いします。

行政・観光などの情報を市が提供し、広告の募集やガイドブックの制作・配布を(株)サイネックスが行います。

羽村会場 羽村市役所1階ロビー(土・日曜日開庁)

青梅会場 青梅市役所1階ロビー(土・日曜日を除く。木曜日は午後8時まで)

入場料 無料

※直接会場へお越しください。

黙とうにご協力を

東京都では、戦争の惨禍を再び繰り返さないことを誓い、3月10日を「東京都平和の日」と定めています。東京大空襲をはじめ、戦災で亡くなられた方を追悼するとともに、世界の恒久平和を願い、3月10日(木)の午後1時から1分間の黙とうを行います。

時報に合わせて、黙とうのご協力をお願いします。

問合せ 企画政策課企画政策担当 ☎ 345

このガイドブックは全世帯に配布するほか、羽村市に転入する世帯にも配布します。3万部を発行し、6月ごろから配布する予定です。※3月から4月にかけて、(株)サイネックスの社員が市内の商店や事業所に伺います。

問合せ 広告募集・掲載について：(株)サイネックス 西東京支店 ☎ 548-1556 / ガイドブックについて：広報広聴課広報係 ☎ 336

3月の テレビはむら

「テレビはむら」は、多摩ケーブルネットワーク「TCN」デジタル放送 055 チャンネルで、毎週木曜日から水曜日までの1週間単位で放映しています。

■ 放映時間 (30分) ■

①午前9時～②午後5時～③午後9時～
※毎週土曜日に限り、「TCN」地上デジタル放送101チャンネルでも放送を行っています。(①午後1時30分～②午後5時～③午後9時～)
※最近の番組は、市公式サイトで動画配信しています。

問合せ 広報広聴課広報係 ☎ 505

シリーズ はむら逸品いい気分!!

市内の隠れた名店やイチオシの逸品を紹介するコーナー「はむら逸品いい気分!!」。毎回、お店のこだわりの品が登場します。

今回は和牛を使った「贅沢な牛丼」が登場します！お楽しみに！



シリーズ とれたて羽村旬菜 ～2015年総集編～

「とれたて羽村旬菜」では、羽村市農産物直売所で販売している農作物の中から、「今だけ」の旬のものを紹介しています。

今回は、2015年総集編をお送りします。羽村の美味しい農産物をたくさん紹介します！

市税等の納期内納付にご協力を

問合せ 納税課納税担当 ①66

市税等（市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料）は、納期の翌日から本税（料）が完納されるまで「延滞金」が加算されます。「期限内納付」にご協力をお願いします。

市税等を一時に納付できない場合、一定の条件（災害・病気・失業など）に該当すれば「猶予制度」が受けられる場合があります。この「猶予制度」は、税（料）自体を減額・免除するものではありませんが、納付が一定期間猶予され、その間の「延滞金」が減額または免除されます。納付が困難な場合は放置せず、早めに納税課へ相談してください。

※相談などを行ないまま放置すると、財産調査（預金など）が進行する上、処分可能な財産がある場合、滞納処分の対象となります。

猶予制度の概要

徴収の猶予

災害や盗難被害、病気や怪我、事業の廃止（失業等）などの理由により市税等を一時に納付できないと認められる場合、申請により納付が一定期間（原則1年、最長2年以内）猶予されます。

※猶予された金額は原則としてその能力に応じて分割して納付することができます。また、猶予されることになった事由によって、その期間中、延滞金が減額または免除されません。

換価の猶予

市税等を一時に納付することで事業継続や生活維持が困難になる場合で、納税に誠実な意思があると認められるときは、申請により一定期間（原則1年、最長2年以内）、滞納処分による差押えや差押財産の換価（取立てや売却など）が猶予されます。

※事業の継続や生活を維持することが困難にならない範囲で、猶予期間内の各月での分割納付が必要です。

※猶予期間内は延滞金が減額されます。

※納期限から6か月以内に申請する必要があります。

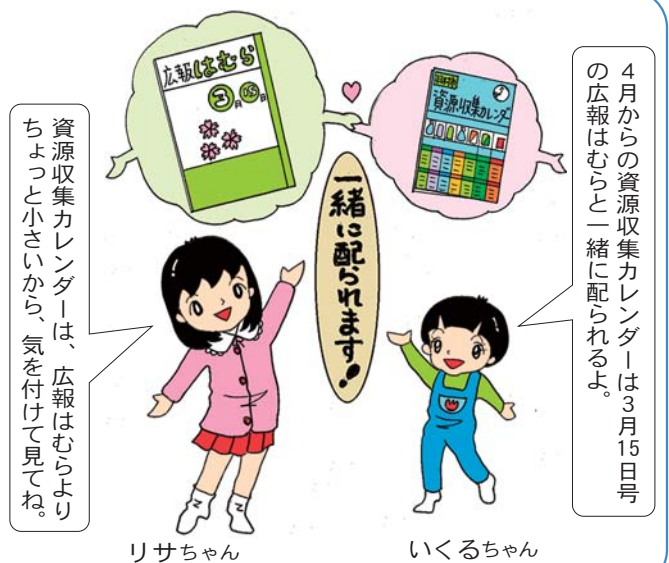
※申請する市税等以外ですでに滞納がある場合は、原則として認められません。

※「申請による換価の猶予」は、平成28年4月1日以降に納期限が到来する市税等が対象です。

※このほかにも、職権によって換価が猶予される場合があります。詳しくは、納税課納税担当へ相談してください。

「徴収の猶予」「換価の猶予」ともに、猶予期間中の分割納付が不履行になった場合や、新たに市税等を滞納した場合などは、猶予が取り消されることがあります。また、猶予される金額が50万円を超える場合（平成28年4月1日以降は、100万円を超える猶予期間が3か月を超える場合）には、原則担保を用意する必要があります。

リサちゃんといくるちゃんの
これも知ってる？
＜新しい資源収集カレンダーは
いつ配られるの？＞



資源収集カレンダーは、広報はむらよりちよつと小さいから、気を付けて見てね。

4月からの資源収集カレンダーは3月15日号の広報はむらと一緒に配られるよ。

リサちゃん

いくるちゃん